

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

新潟県立村上中等教育学校

目 次

	頁
学校いじめ防止基本方針	
～ 策定の趣旨 ～	1
1 いじめおよびいじめ類似行為の定義	
2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針	
3 いじめ対策の基本となる事項	2
4 基本方針「いじめの未然防止」に向けた取組	
5 基本方針「いじめの早期発見」に向けた取組	3
6 基本方針「いじめへの対応」の取組 [いじめ対応の手順]	4
7 重大事案への対処（設置者の指導・助言のもとで対応）	5
8 校内研修	6
9 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動	
10 いじめ防止に向けた取組の評価	
 〔別紙〕	
I 年間活動計画（別紙1）	
II いじめ認知と対応に係るマニュアル（別紙2）	

令和5年度 村上中等教育学校いじめ防止基本方針

県立村上中等教育学校

～策定の趣旨～

当校は、教育目標（「主体的に学び、確かな学力と豊かな人間性を身に付け、国際的な視野をもって社会に貢献できる人間の育成」）の実現を目指し、6年間を見通した教育計画の下、発達段階に応じた体験型学習の機会を豊富に設けることで、生徒一人一人の資質・能力の伸長を図っている。

創立20年を越えて、各種取組の成果が見られる一方で、若干名ではあるが、環境への不適応等によって長期欠席に陥る生徒や人間関係づくりに課題を持つ生徒も現れている。

当校の目指す教育を充実・発展させるためには、すべての生徒が安心して学校生活を送り、主体的、意欲的に諸活動に取り組むことができる環境を整えなければならない。そのため、いじめ防止に向けた指導體制を確立し、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決することを目指して「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ、およびいじめ類似行為の定義

【いじめ】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ類似行為】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

（いじめ防止対策推進法・新潟県いじめ防止基本方針より）

2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【いじめの未然防止】

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた「道徳教育」、「人権教育、同和教育」及び体験活動等の充実を図る。
- ・集団の一員として、自覚や自信を育みながら自己有用感を高めるとともに、いじめを許さない意識の醸成を図る。

【いじめの早期発見】

- ・全職員が日頃から生徒の観察や信頼関係の構築に努めるとともに、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込まず報告し、組織で情報共有・対応を図る。

【いじめへの対応】

- ・組織による着実な初期対応と、心に寄り添う指導支援を行う。
- ・被害生徒の話をよく聞き、客観的に確認し、「毅然・迅速・丁寧」に対応する。
- ・家庭との連携を図り、被害生徒と保護者の思いを反映させた対応をする。
- ・状況により、外部専門家や警察等の関係諸機関と連携して対応する。

3 いじめ対策の基本となる事項

(1) 生徒支援委員会：いじめ・不登校対策に向けた中核となる常設の組織

構成員：校長 教頭 いじめ対策推進教員、生徒指導部長 各学年主任 養護教諭
(S C、被害生徒・加害生徒担任や学年部職員等)

(2) 生徒指導部会：日常的に生徒指導上の課題に関して対応する組織

構成員：校長(教頭) 生徒指導部長 各学年生徒指導担当 養護教諭

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

県生徒指導課(指導主事、S S W) 新発田児童相談所 S C スクールロイヤー
村上市警察署(生活安全課) 各市役所(こども課、社会福祉課) 学校評議員
各小学校 保護司

(4) 組織の役割

- ・学校基本方針の取組の実施。
- ・「いじめを許さない学校づくり」のための具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ・いじめや類似行為に関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集と記録、職員への周知。
- ・いじめや類似行為に関する情報があった時に会議を実施し、対応方針の迅速な決定。
- ・外部機関へのいじめの相談、通報の窓口。

4 基本方針『いじめの未然防止』に向けた取組

(1) いじめを許さない意識の育成

- ・「道徳教育」「人権教育、同和教育」を充実させ、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- ・S O S の出し方授業やS N S に関する授業を全校体制で実施する。
- ・各種たより等を活用しながら、いじめ防止に向けた意識の醸成を図る。

(2) 学力育成

- ・「分かる授業」「認め合う集団育成」を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。
- ・基礎学力の向上のために、各学年部で家庭学習に取り組みせ、点検・アドバイスをする。
- ・授業規律を徹底し、安心して授業を受けられる雰囲気づくりに努める。

(3) 自己有用感(自分は他人や社会の役に立っているという意識)の育成

- ・各種集会、たより、教育相談等で積極的に賞賛する場面や機会を設ける。
- ・学校行事や特別活動で、生徒が主体的に活躍できる場を設定する。

(4) 社会性の育成

- ・集団生活に適応できない生徒への継続的な指導、支援を組織体制で丁寧に行う。
- ・S S T、S G E、レクリエーション等を通して、コミュニケーション能力を育てる。
- ・前期生の総合的な学習の時間において、「社会体験活動」を計画的に行う。
- ・部活動を通し、目標に向かって努力することや良好な人間関係を構築できるように支援する。

5 基本方針『いじめの早期発見』に向けた取組

(1) 生徒指導体制

- ・些細な事案でも管理職に報告し、その後の対応について協議する。また、「報告・連絡・相談・確認」の意識を全職員で徹底する。
- ・毎月の生徒支援委員会で、情報の共有や組織対応の充実を図る。
- ・毎週の運営委員会で、各学年の生徒指導関係についても情報交換を行う。
- ・生活アンケートを年4回実施し、不安や悩みの把握やチャンス相談を通じた早期対応に努める。
- ・授業前後や休み時間の生徒観察や人間関係の把握に努める。
- ・前期生において、「生活ノート」を活用し、生徒との交流やレポートづくり、相談などができるよう配慮する。
- ・養護教諭が欠席生徒と連続欠席日数の一覧表を校長、教頭に毎日回覧し、欠席状況の把握と必要に応じて保護者連絡や家庭訪問（こどもと共に1. 2. 3運動）を行う。
- ・保健室来室生徒のRAMP Sの結果を活用した対応を図る。

(2) 教育相談体制

- ・生活アンケートを基にし、年4回（6、9、12、3月）の教育相談を行う。担任に限らず、話しやすい他の職員による教育相談も実施できる環境を整える。
- ・Q-U検査（6、11月）を活用し、学級経営の改善を図る。
- ・週1回程度来校するSCと悩みを抱えた生徒との相談機会を設定する。
- ・困っていることや不安なことがあれば、一人で抱え込まず、信用できる人に話すことを継続して伝える。
- ・悩みを抱えた生徒や不登校生徒の対応を、SCやSSWを要請するなど連携を図りながら取り組む。
- ・7月（全学年）、12月末（前期課程）、1月中旬（後期課程）に保護者面談を実施する。また、保護者の相談対応への啓発を図る。

6 基本方針『いじめへの対応』の取組

- (1) いじめの事実確認と一次判断を素早く行う。（校長、教頭、担任、学年主任、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、養護教諭等）。
- (2) 被害生徒又はその保護者に対する支援（担任、学年主任、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、教頭、校長等）。
- (3) 加害児童に対する指導又はその保護者に対する助言（担任、学年主任、いじめ対策推進教員、生徒指導部長、教頭、校長等）。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関との連携（県生徒指導課、警察等）。
- (5) 学校評議員やPTA等を活用した、いじめ問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進。
- (6) 合意形成（情報収集・集約⇒方針の策定⇒組織による対応⇒報告・追跡⇒方針の再策定）を強化する。

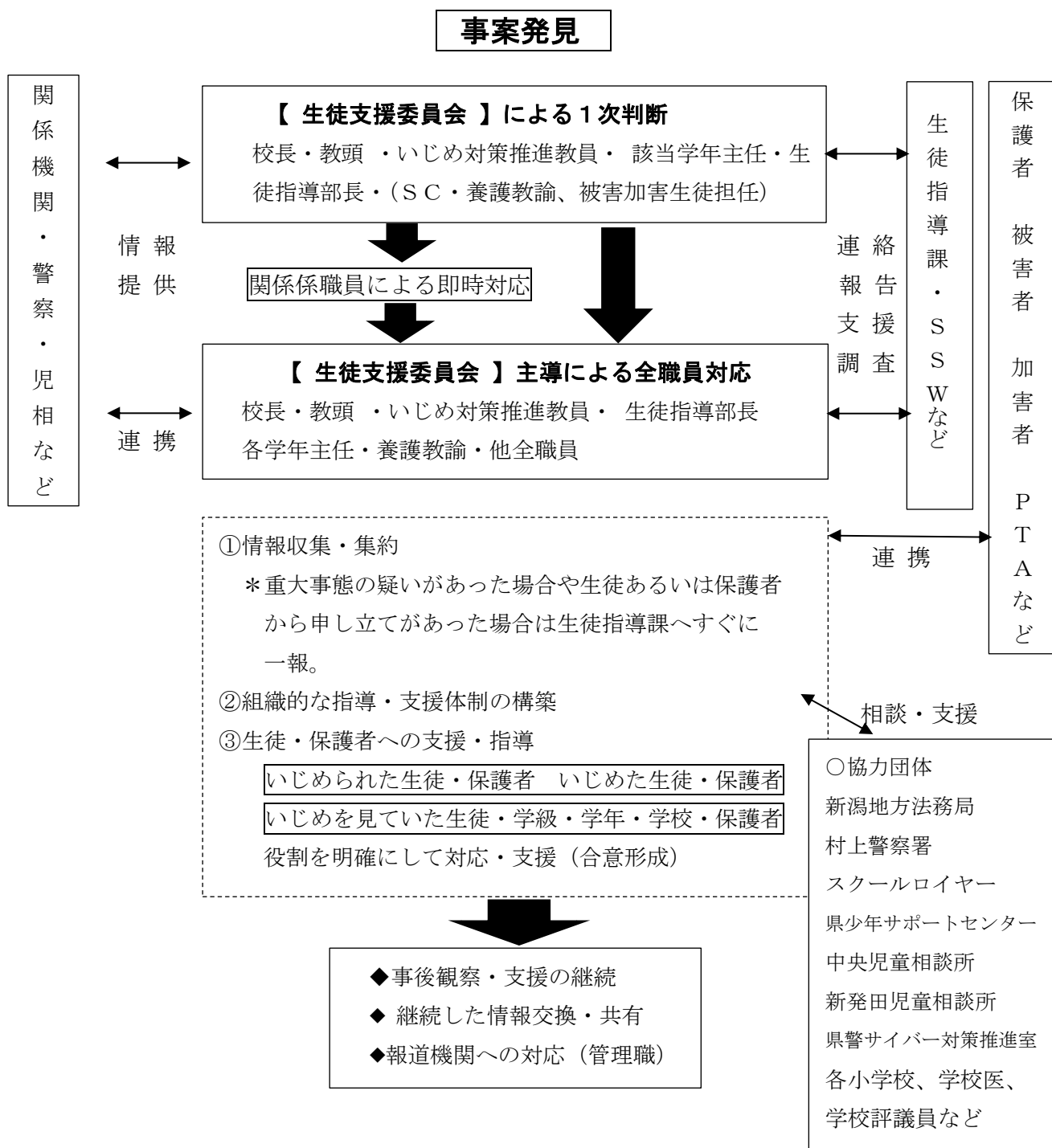
*いじめ解消の判断基準

以下の2点を基準とする。

- ① いじめと認められる事象が完全に止み、3か月以上経過していること。

- ② 被害を受けた生徒が苦痛を感じていないこと。その判断に当たっては、生徒支援委員等による面談を通して、当該生徒の心情を丁寧に聴き取ること。

[いじめ対応の手順]



7 重大事案への対処（設置者の指導・助言のもとで対応）

（1）重大事態の意味

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合（ズボン下ろしを含む）
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。
- ③ その他の場合
児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉えるものとする。

（2）設置者への報告

- ・重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに県生徒指導課に報告する。

（3）調査組織の設置（第三者の参加）

- ・基本的には、学校が主体となって調査を行う。
- ・報告事案が重大事態であると判断した場合は、県生徒指導課の指導の下、公平性・中立性を確保するための第三者の参加を図り、適切な方法により調査を行う。

（4）事実関係明確化のための調査の実施

- ・聴き取りや質問紙調査を実施し、事実を把握する。「事実を明確にする」ために、いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ・被害生徒を守ることを最優先として調査を行う。また、生徒の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- ・自殺が起きた場合の調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。

（5）調査結果の提供及び報告

①被害生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・被害生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。この情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告する。（いじめ行為が いつ・誰から・どのような様態で・学校がどのように対応したか）
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ・質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、被害生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者

に説明をする。

- ・調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について県生徒指導課と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

- ・調査結果については、学校設置者に文書等で報告する。
- ・被害生徒またはその保護者が希望する場合は、被害生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、学校設置者に報告する。

8 校内研修

- ・被害、加害が心配される生徒の情報交換及びいじめに対する基本方針の確認（4月）。
- ・ゲートキーパー研修会（7月）。
- ・授業改善研修会（8、11月）。
- ・情報モラル研修会（8月）。
- ・生徒指導研修会（12月）。

9 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・生徒がいじめを行った場合には保護者にも責務があること（法8条）を説明し、家庭で規範意識を高めてもらうことへの理解や協力を得ながら、いじめを見逃さない雰囲気をつくる。
- ・各種たよりや懇談会を通じて、家庭で気になる様子がある場合は、遠慮なく学校に相談するよう呼びかける。
- ・たよりやホームページを通じて、学校評価アンケート・生活アンケートの結果・取組・対応について公表する。
- ・学校評議員会や地域の声を聞く会を通じて、地域への啓発も継続して行う。
- ・「村上中等教育学校いじめ防止基本方針」を本校のホームページに掲載するとともに、入学時や年度の開始時に生徒・保護者・関係機関に説明する。随時確認・修正を図り、最新の内容に改善を進める。

10 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・生徒アンケートを実施（7月、12月）し、次の学期へ検証・修正する。
- ・教職員に対する学校評価アンケートを実施（7月、12月）し、次年度の取組を修正する。
- ・年度末の学校評議員会で評価結果を説明し、意見を受ける。

年間計画

学期	月	推 進 計 画		
		いじめ対策組織に関わること	研修に関わること	教育活動に関わること
前期	4	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 保護者向け啓発（PTA総会・学年PTA） いじめ相談担当窓口の紹介 「学校いじめ防止基本方針」の配付 自殺予防に係る保護者向け「子どもの自殺予防リーフレット」の配付 情報モラルの啓発に係る保護者向けリーフレット「～インターネット社会を安全に生きるために～」の配付 		<ul style="list-style-type: none"> 宿泊研修（1学年） SCとの顔合わせ（全校集会、たより等） スマートフォン・インターネットの安全講話
	5	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 「学校生活に関するアンケート」①（記名式） 		<ul style="list-style-type: none"> 学年集会、道徳の授業を活用した、情報モラルを啓発する活動 QUアンケート（前期生） 六煌祭（体育祭）
	6	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 学校評議員会 		<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（生徒個人面談）①
	7	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員対象ゲートキーパー研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 授業評価① 保護者面談①
	8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員対象SNS教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県自殺予防教育プログラム（全学年） <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校編ステップ1、2（1学年） 小・中学校編ステップ3（2学年） 小・中学校編ステップ4（3学年） 高校編vol.1（4学年） 高校編vol.2（5学年） 高校編vol.3（6学年）
	9	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 「学校生活に関するアンケート」②（無記名式） 		<ul style="list-style-type: none"> 新潟県SNS教育プログラム（全学年） <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校編レッスン1（1学年） 小・中学校編レッスン2、3（2学年） 小・中学校編レッスン4（3学年） 高校編レッスン1（4学年） 高校編レッスン2（5学年） 高校編レッスン3（6学年） 教育相談（生徒個人面談）② 生活実態調査 チャレンジウォーク（全学年）
	10	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 「学校生活に関するアンケート」③（記名式） 		<ul style="list-style-type: none"> 六碧祭（文化祭） 教育相談（生徒個人面談）③
	11	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 		
	12	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者面談②
後期	1	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 		
	2	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） 「学校生活に関するアンケート」④（記名式） 		<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（生徒個人面談）④
	3	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援委員会（定例） （年度のまとめ・次年度に向けた計画修正） 		

いじめ認知と対応に係るマニュアル

別紙 2

県立村上中等教育学校

生徒支援委員会

校長・教頭	いじめ対策推進教員	学年主任	養護教諭	生徒指導部長
-------	-----------	------	------	--------

1 アンケートをとおしての訴え

① アンケート実施計画の策定

未然防止

アンケートの作成・実施方法の検討

- ・ 前回実施のアンケートの評価・改善
- ・ 記名式・無記名式の選択
- ・ 実施後の対応・教育相談計画の立案

生徒支援委員会

③ 訴え、疑いの確認と情報共有

第1次判断と対応の指示

アンケート用紙の配付・回収

複数の教員によるダブルチェック

- ・ 回収当日の内容確認
- ・ 疑いのあるものの迅速な報告
- ・ 用紙の管理職への提出（5年間保存）

② アンケート実施

早期発見

学級担任	関係職員	カウンセラー等
------	------	---------

2 SNSに係る訴え・情報提供

① ネットいじめ、情報モラルに係る研修等の企画

未然防止

情報モラル講演会の企画・実施

- ・ 生徒・保護者の意識啓発
- ネットいじめへの対応に係る教員研修の企画・実施

生徒支援委員会

③ 訴え、疑いの確認と情報共有

第1次判断と対応の指示

証拠画面の確認・保存

情報提供者からの丁寧な聴き取り

書き込み等の削除

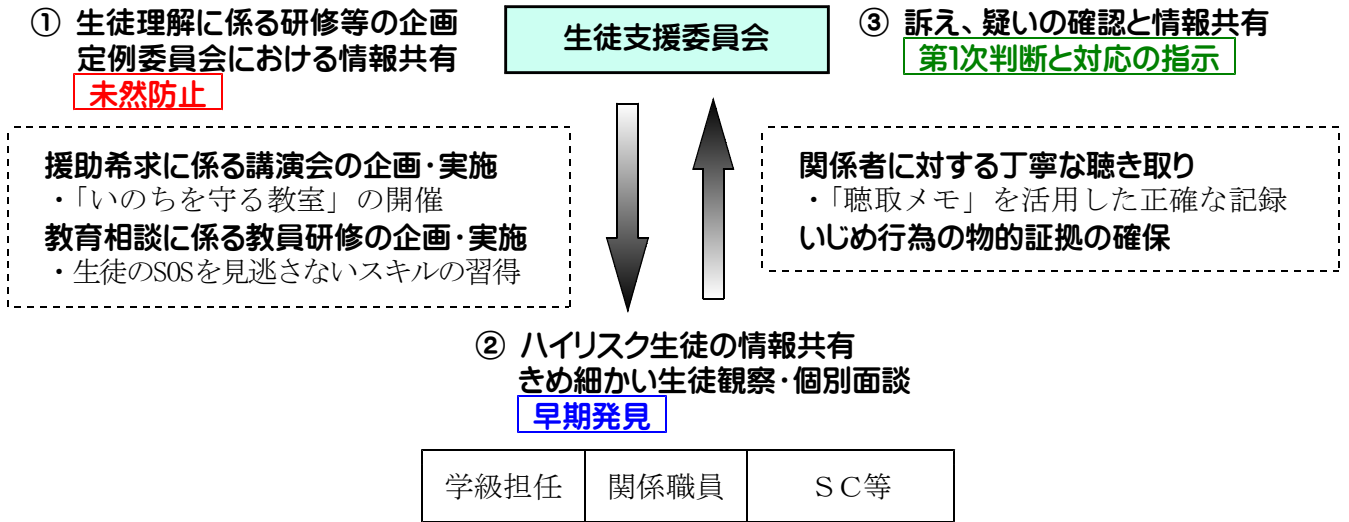
- ・ 管理者等への削除依頼
- ・ 県警や人権擁護課等への相談

② 生徒・保護者からの情報提供

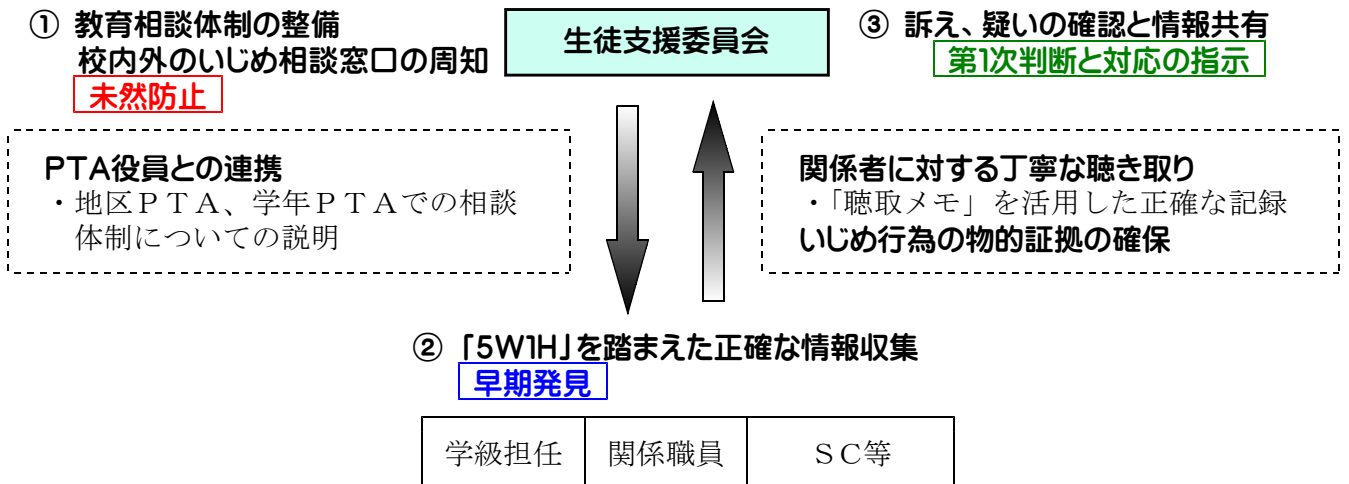
早期発見

学級担任	関係職員	SC等
------	------	-----

3 教職員の観察等による発見



4 本人・保護者からの相談や訴え



生徒支援委員会による「第1次判断」後の対応については、
「学校学校いじめ防止基本方針」に従う。